16　別に配置を求める技術者
　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)
17　関連情報を入手するための照会窓口
　関連情報を入手するための照会窓口は、５(1)契約担当窓口に同じ。
18　入札の延期等
(1)　不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
(2)　機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。
19　独立行政法人が行う契約の公表
　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。
　公表の対象となる契約の詳細は、http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。
20　その他
(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　本工事の受注者は、本工事に対する下請業者への支出状況を随時確認するため、契約締結後において下請業者との取引及び支払内容が確認できる資料の提出に応じるものとする。
(3)　手続きにおける交渉の有無　無
(4)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
(5)　詳細は入札説明書による。
21　Summary
(1)　Contracting Entity : Hidehiko Hioki, Executive Vice President, Japan Water Agency
(2)　Classification of the products to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction Work of Nanma Dam
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　20 July, 2020
(5)　Time-limit for the submission of tenders : 17 : 00　23 October, 2020 (submitted by mail ; 17 : 00　23 October, 2020)
(6)　Contact point for the tender documentation : China Kawamoto, Procurement Design Division, General Engineering Affairs Department, Japan Water Agency, 11－2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitamashi, Saitama, 330―6008 Japan. TEL 048―600―6534 FAX 048―600―6588

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年６月30日
　独立行政法人都市再生機構西日本支社
　　支社長　新居田滝人
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名称　02―大阪駅北（２期）地区大阪駅北１号線外道路その他工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　大阪府大阪市北区大深町
(4)　工事内容
　路面排水工　側溝工　3,100m
　電線共同溝工　道路延長　1,960m
　舗装工　車道舗装　39,300㎡、歩道舗装　16,500㎡
　電気設備工　照明灯　105基
　雨水貯留施設工　雨水貯留槽（V＝1,000㎥）　１基
　撤去工　建物基礎杭、暫定道路、暫定歩道、仮囲い等　１式
　道路施設設置工　安全施設、標識工他　１式
(5)　工期　令和２年10月上旬（契約締結日の翌日）から令和６年８月31日まで（予定）(指定部分は図面参照)
(6)　工事実施形態
①　本工事は、競争参加資格確認申請書の受付の際に「企業の施工実績」、「配置予定技術者の施工実績」及び「施工計画」について記述した競争参加資格確認資料を受け付けるとともに、配置予定技術者のヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する施工技術確認型総合評価落札方式（タイプB）の工事である。
②　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
⑤　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑥　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日（４週８閉所）工事（受注者希望方式）」の試行である。
　週休２日（４週８閉所）に掛かる費用については、設計変更の対象とする。
　詳細については現場説明書によるものとする。
⑦　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。
(7)　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに４(1)②へ様式１及び２を提出すること。）。
2　競争参加資格
(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
(2)　当機構関西地区における令和元・２年度の土木工事に係る一般競争参加資格について、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により、客観点数が1,200点以上の再認定を受けていること。）。
　また、共同企業体の場合は、共同企業体の構成員は関西地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により客観点数が1,150点以上の再認定を受けていること。)。